

## 目 標

我々、いわき経済同友会会員は、企業経営者の異業種交流活動を通して、三つの目的を達成し、仲間の連帯を深め、地域経済の発展と活性化をはかり、夢と希望に満ちあふれた地域社会づくりをめざします。

# SEA IWAKI

いわき経済同友会

## 3つの目的

- 1つ よい社会をつくろう
- 2つ よい経営者になろう
- 3つ よい経営環境をつくろう

1月号/2013年1月1日発行

## 12月 通常例会(忘年会)・第2回臨時総会

演題『サンシャイン観光推進特区について』 12月11日(火)

講師 いわき市商工労政課 参事兼課長 下山田松人氏  
いわき市観光物産課 課長補佐 木村 丈二氏

18:30~

■会場/スパリゾートハワイアンズ ラピータ



木村丈二氏

下山田松人氏

## 【要旨】

○いわき市商工労政課 参事兼課長 下山田松人氏

皆さん こんにちは。

東日本大震災復興特別区域法<sup>※1</sup>に基づき、いわき市が申請した「いわき市復興推進計画(サンシャイン観光推進特区)」が、復興庁より、平成24年11月13日に認定されました。

この特区制度は、いわき市の基幹産業の一つである観光産業の早期復興のため、宿泊業や飲食サービス業をはじめとする観光に関連する幅広い産業の集積を図ることにより、雇用や新規投資を創出し、地域経済の活性化を目指すものです。

この特区制度では、いわき市内の復興産業集積区域において、業績等の要件を満たす法人や個人事業者の方が、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方<sup>※2</sup>を雇用した(又は、雇用している)

場合に、税制上の特例措置の適用が受けられるようになりました。

※1 東日本大震災復興特別区域法

東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるため、震災により被害が生じた地方公共団体(福島県は全市町村及び県が対象)が、計画を作成し国に認められた場合等に、税制の特例などを受けられる仕組みです。

※2 震災で被災された方

平成23年3月11日時点で、特定被災区域内(福島県の場合、全市町村)の事業所で勤務していた方、又は、特定被災区域内に居住していた方。



## 【具体的な税制上の特例措置の説明】

## ■対象者

「サンシャイン観光推進特区」の対象者は

1. 「復興産業集積区域内」において、
2. 「集積を目指すとされた業種」<sup>※1</sup>
3. いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など、「いわき市の観光振興に資する事業」<sup>※2</sup>を行う法人又は個人事業者

※1 対象業種については、〇直接的に観光に関連する業種や〇間接的に観光に関連する業種等もあり、その数は148業種におよび詳細はいわき市のホームページにアップされますのでそちらをご覧ください。

※2 「いわき市の観光振興に資する事業」についてこの特区制度は、いわき市の魅力を発信し観光誘客を推進することをねらいとしているため、「観光客を相手にする事業」や「観光誘客につながる事業」を展開することが必要であり、具体的内容を示して頂きます。

## ■税制上の特例措置

## 1. 事業用施設・設備等を新設した場合

→事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除）

## 2. 被災された方を雇用した場合

→法人税等の特別控除（被災被用者の給料等支給額の10%を税額控除・5年間）

## 3. 新たに法人を設立した場合

→新規立地促進税制（新規立地新設企業の法人税を実質無税・5年間）

## 4. 開発研究用減価償却資産を取得した場合

→研究開発税制の特例等（上の1~3のいずれかと併用可）（開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除）

## ◆国税の特例1 事業用設備等による特別償却又は税額控除

サンシャイン観光推進特区の認定（平成24年11月13日）から、平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が、復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができます。

## ◆機械又は装置

即時償却、又は15%の税額控除<sup>※1</sup>

## ◆建物

取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除<sup>※1</sup>

※1 当期税額の20%を限度とし、20%を越えた部分の金額については4年間、繰越控除が出来ます。

〈ケース1〉300万円の機械装置を新たに導入した場合  
(所得税400万円 法人税率15%の場合)

※ 即時償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

※次の地方税が免除

## 1. 法人・個人事業税(県税)

税額 = 課税標準額 × 各税率 ×  $\frac{\text{該当施設の従業者数}}{\text{県内に有する事業所の従業者数}}$

## 2. 固定資産税(市税)

税額 = 課税標準額 × 税率1.4%

【税額控除】  
機械装置の  
取得価格 × 15% = 45万円  
300万円  
※税額控除は、当期税額の20%を上限とするため、60万円 × 20% = 12万円となる。ただし、20%を超えた金額45万円 - 12万円 = 33万円は、4年間繰越控除できる。

国税の特例1 「事業用設備等に係る特別償却又は税額控除」の指定を受けた場合、地方税の特例措置を受けることができます。

〈ケース2〉1,000万円の建物を新たに建設した場合  
(所得税400万円 法人税率15%の場合)

※ 特別償却と税額控除のどちらを選択した方が有利になるかは、所得の状況等により異なりますので、ご注意ください。

※次の地方税が免除

## 1. 法人・個人事業税(県税)

税額 = 課税標準額 × 各税率 ×  $\frac{\text{該当施設の従業者数}}{\text{県内に有する事業所の従業者数}}$

## 2. 固定資産税(市税)

税額 = 建物の評価額 × 税率4%

## 3. 固定資産税(市税)

税額 = 課税標準額 × 税率1.4%

【税額控除】  
建物の  
取得価格 × 8% = 80万円  
1,000万円  
※税額控除は、当期税額の20%を上限とするため、60万円 × 20% = 12万円となる。ただし、20%を超えた金額80万円 - 12万円 = 68万円は、4年間繰越控除できる。

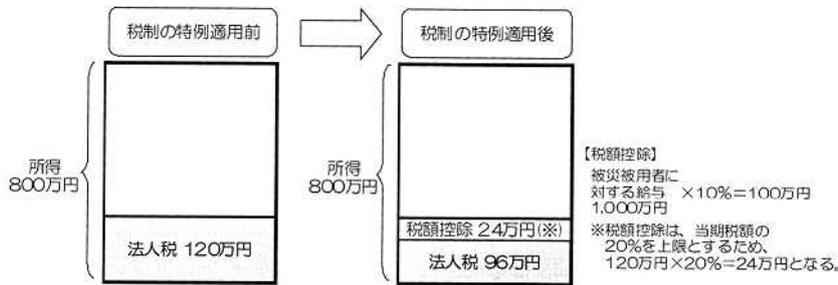
◆国税の特例2 法人税等の特別控除

平成28年3月31日までに指定を受けた法人又は個人事業者が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者<sup>※1</sup>に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できます。

※1 被災被用者とは次のいずれかに該当する者

1. 平成23年3月11日時点で、特定被災区域内(特定被災区域には、いわき市全域が含まれます)の事業所で勤務していた者
2. 平成23年3月11日時点で、特定被災区域内(特定被災区域には、いわき市全域が含まれます)に居住していた者

〈ケース3〉被災された方を雇用した場合(被災被用者に対する給与額1,000万円、所得額800万円、法人税120万円の場合)



※一つの事業者が、「国税の特例1」と「国税の特例2」の両方の指定を受けることができます。ただし、同年度中に、両方受けることはできないため、いずれかの特例を選択する必要があります。

◆国税の特例3 新規立地促進税制(法第40条)

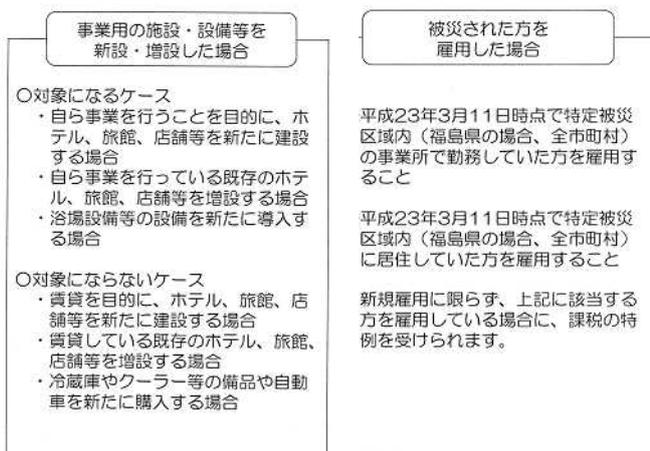
サンシャイン観光推進特区にて設定された「復興産業集積区域内」における新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人(※本措置は法人のみが対象となります。)において、指定後5年間、課税が発生しないよう措置が講じられます。詳細はいわき市のホームページをご覧ください。

地方税(法37、39、40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者(法人・個人)に限る。)

ケース 事業用施設・設備等を新設・増設した場合など

1. 法人・個人事業税(県税)  
→所得(又は収入)金額のうち、対象施設等に係るものに対して課される事業税の免除
2. 不動産取得税(県税)  
→対象施設等及びその敷地である土地に対して課される不動産取得税の免除
3. 固定資産税(県・市課税分)  
→対象施設等に対して課される固定資産税の免除(新たに課せられる年度以降5か年度分)

【税制上の特例措置を受けられるケース(例)】



税制特例措置の手続きの流れ

(1) いわき市へ指定申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、指定申請書、指定事業者実施計画書、指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えていわき市へ指定の申請をします。



(2) いわき市による指定書の交付

指定の申請を受けたいわき市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して指定を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。



(3) いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、いわき市へ復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えいわき市へ事業の実施状況を報告します。



(4) いわき市による認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けたいわき市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定に指定事業者へ「認定書」を交付します。



(5) 認定書をもって税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。  
※認定書の交付をもって特別措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

◆ 誕生月プレゼント  
ポインセチアが贈られました。



右から 寺主君男代表幹事  
須藤新太郎さん(12月24日生)  
鷺 隆一さん(12月25日生)  
齋藤 運弥さん(12月22日生)  
小野 英典さん(12月18日生)  
阿部 好則さん(12月12日生)  
馬目 信一さん(12月6日生)

FMいわき「いわき経済同友会だより」下記の日時にオンエア放送いたしますので、お聴き下さい。

【2013年1月予定放送】

◇毎週月曜日 17時45分からです。(約5分間)

- |        |              |         |                                                                                                                                       |
|--------|--------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・1月7日  | 代表幹事         | 寺主 君男 氏 | ※インターネットでも、FMいわきがお聴き<br>できますので、17時45分になったら、下記の<br>ところをクリックして下さい。<br><a href="http://www.simulradio.jp/">http://www.simulradio.jp/</a> |
| ・1月14日 | 経済特区研究グループ会  | 清水 雅昭 氏 |                                                                                                                                       |
| ・1月21日 | スポーツ交流グループ会  | 木部 浩行 氏 |                                                                                                                                       |
| ・1月28日 | まちづくり観光グループ会 | 吉田実貴人 氏 |                                                                                                                                       |

## 1月新年例会・賀詞交歓会開催

平成13年 1月8日(火)

■会場/雨情の宿 新つた

〈TEL43-1111〉

■懇親会 会費/5,000円

新年例会 18:00～

ミニ講話 18:15～

講 話 18:45～

賀詞交歓会 19:15～



## 2月通常例会・公開講演会

2月23日(土)

2月例会 17:30～

講演会 18:00～

懇親会 19:00～

講演会

■会場/生涯学習プラザ

「2013年 国政からみた、いわきの復興への道筋」

内閣府特命担当大臣 参議院議員 森まさこ先生

■懇親会会場/ワシントンホテル 椿山荘 ■懇親会 会費/5,000円

いわき経済同友会  
ご入会のお薦め

いわき市内の企業経営者ならどなたでも入会できます

●会の趣旨に賛同される方は会員の推薦と所定の手続きによりどなたでも参加できます。  
お問い合わせは下記へどうぞ。ご入会を心からお待ちしております。

事務局 〒970-8026 いわき市平字童子町4番地-18 いわき建設会館 4F  
TEL 0246-23-1200 FAX 0246-23-1211  
<http://www.seaiwaki.jp>  
E-mail: doyukai@triton.ocn.ne.jp

発行 編集 いわき経済同友会 寺主君男代表幹事  
情報委員会 委員長 坂本和久  
副委員長/小野英典・鈴木清友・竹下康照  
委員/山崎勇一郎